

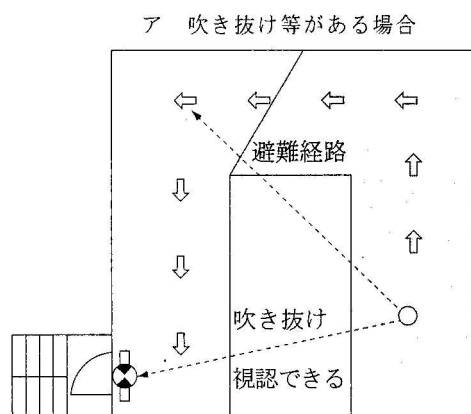
第 17 誘導灯

1 用語の定義

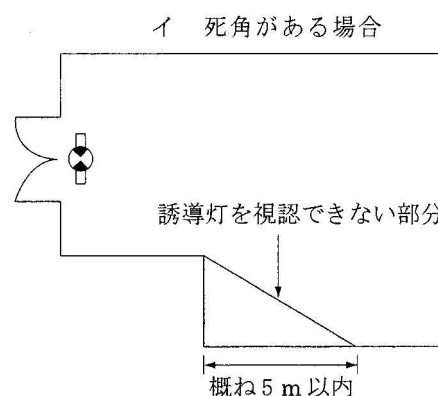
- (1) 誘導灯とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯がある。
- (2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (3) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
- (4) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (5) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (6) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通じる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その付室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (7) 居室とは、建基法第 2 条第 4 号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (8) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (9) 避難口とは、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に定める出入口及び場所をいう。
- (10) 容易に見とおしができるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること（第 17-1 図参照）。

ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、見とおしできるものとみなす（第 17-2 図参照）。



第 17-1 図



第 17-2 図

死角や吹き抜け等がある場合の例

- (11) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、避難口であることが分かるものをいう。
- (12) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。

2 構造及び性能

(1) 誘導灯の区分（省令第28条の3第1項）

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の右欄に掲げる表示面の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。）を有するものとしなければならない。

区 分		表示面の縦寸法（メートル）	表示面の明るさ（カンデラ）
避難口 誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上0.4未満	10以上
	C級	0.1以上0.2未満	1.5以上
通 路 誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上0.4未満	13以上
	C級	0.1以上0.2未満	5以上

(2) 誘導灯の有効範囲に係る性能（省令第28条の3第2項）

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離がア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする（第17-3図参照）。

ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあつては、当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とする（第17-4図参照）。

ア 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

区 分		距離（メートル）	
避難口 誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
C級		15	
通 路 誘導灯	A級	20	
	B級	15	
	C級	10	

注 表示面の縦寸法がA級は0.4m、B級は0.2m、C級は0.1mのものを基本とする。

イ 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

Dは、歩行距離（単位：メートル）

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位：メートル）

kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

区 分		k の値
避難口 誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

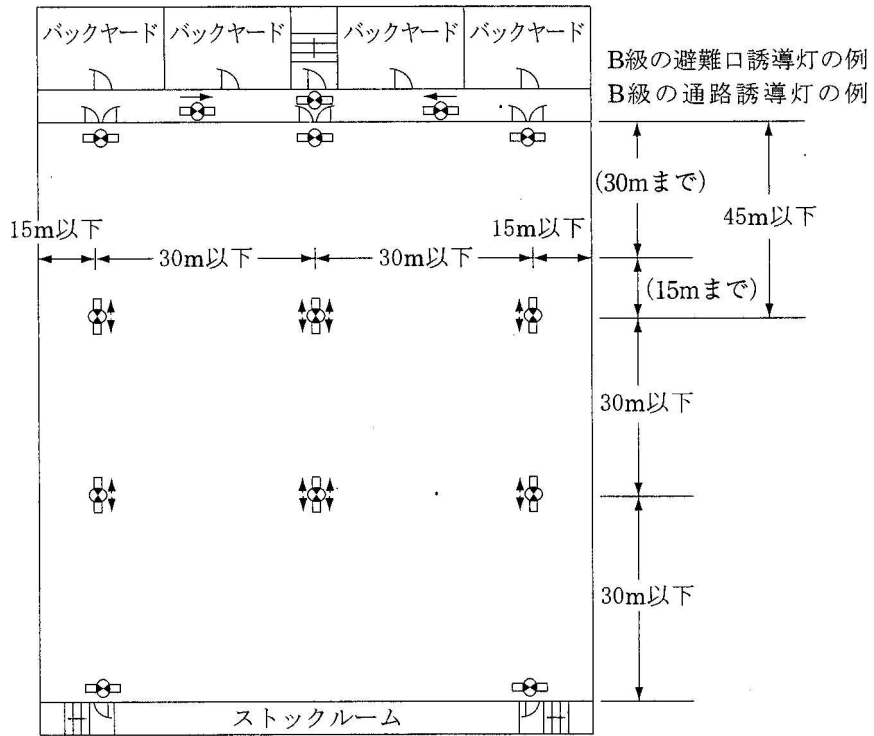
注 この式を適用するものは、「A級」「B級」「C級」に適合するものであって、表示面の縦寸法がA級は0.4m、B級は0.2m、C級は0.1m以外の場合とする。

【算定例】

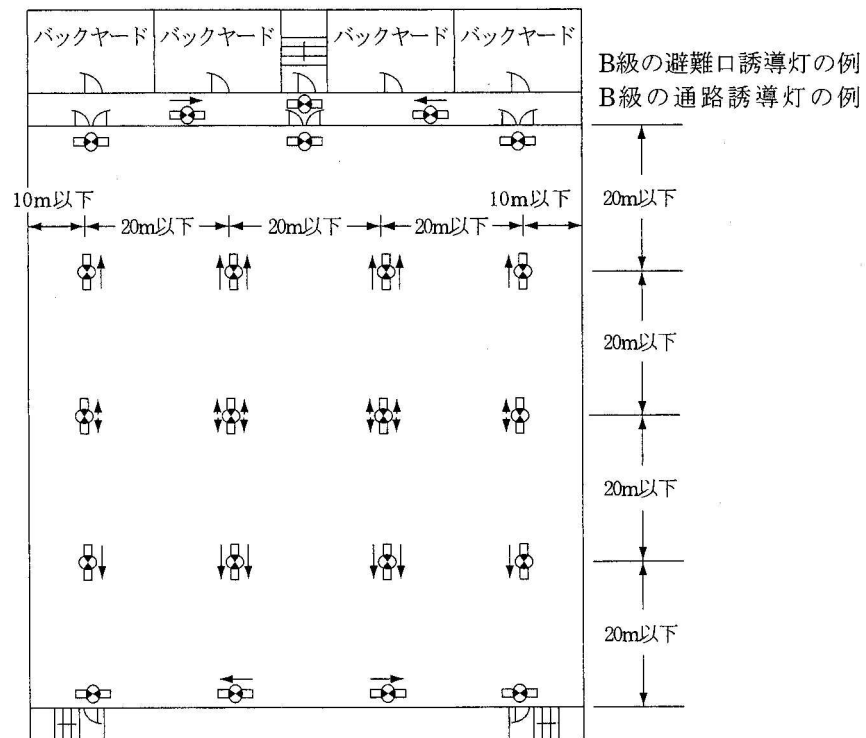
- a 区分：避難口誘導灯A級（避難の方向を示すシンボルなし）
表示面縦寸法：0.5メートル
 $150 \times 0.5 = 75$ メートル
- b 区分：避難口誘導灯B級（避難の方向を示すシンボルあり）
表示面縦寸法：0.3メートル
 $100 \times 0.3 = 30$ メートル
- c 区分：通路誘導灯A級
表示面縦寸法：0.5メートル
 $50 \times 0.5 = 25$ メートル

(3) 誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、省令第28条の3第1項、同条第2項、誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）によること。

なお、原則として認定品を設置するよう指導すること。◆



第17-3図 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の設置例



第17-4図 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできない場合の設置例

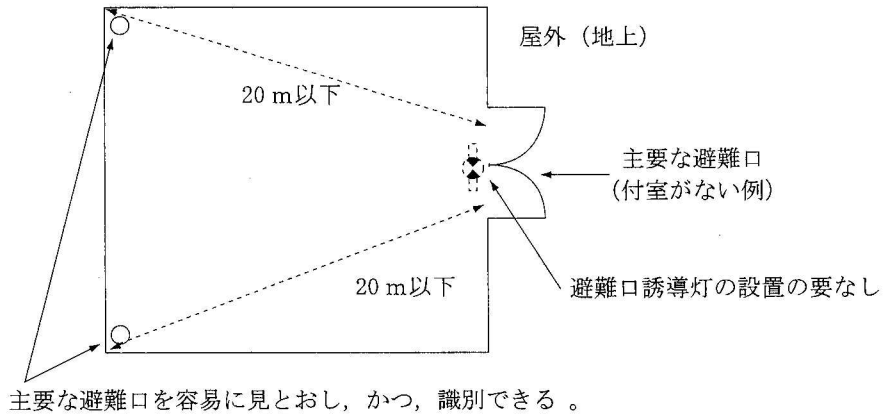
3 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

(1) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が20m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない（第17-5図参照）。

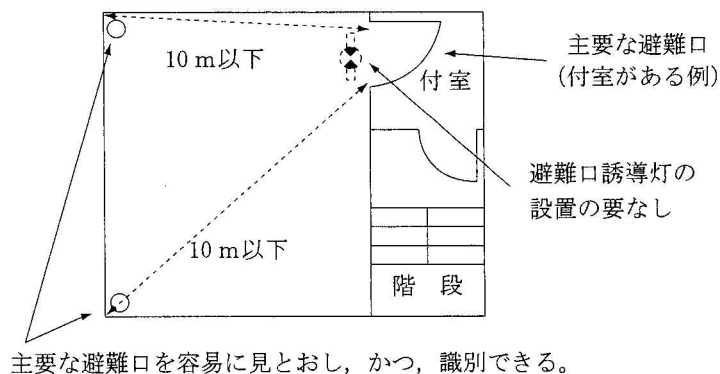
（注）地階であっても避難階の場合は該当する（以下同じ）。



第17-5図 避難口誘導灯の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が10m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない（第17-6図参照）。



第17-6図 避難口誘導灯の設置緩和例

ウ 避難階にある居室の場合

避難階にある居室で次の(ア)から(ウ)までに該当するものは、避難口誘導灯の設置を要しない。

(7) 直接地上に通ずる出入口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有していること。

(イ) 室内の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。

(ウ) 蓄光式誘導標識が次により設けられていること。

a 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。

b 蓄光式誘導標識は、避難口の上部又はその直近の箇所に設けること。

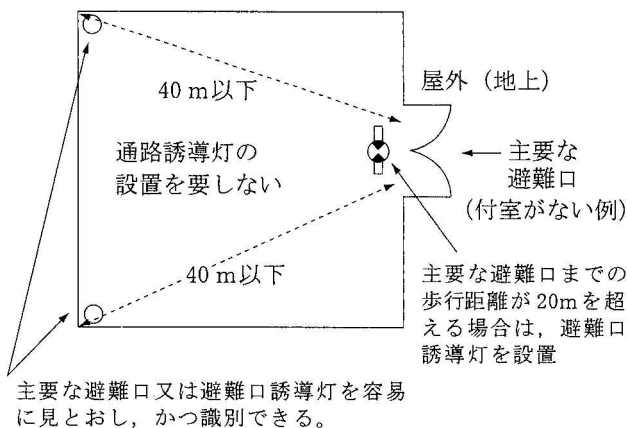
c 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

d 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさへぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

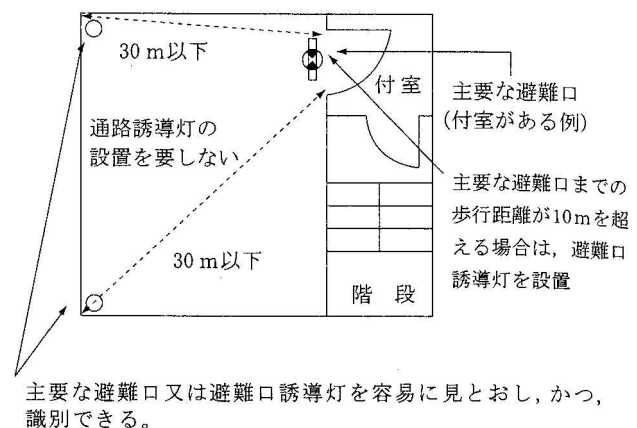
(2) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が40m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない（第17-7図参照）。



第17-7図 通路誘導灯の設置緩和例



第17-8図 通路誘導灯の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない（第17-8図参照）。

ウ 階段又は傾斜路に設けるもの

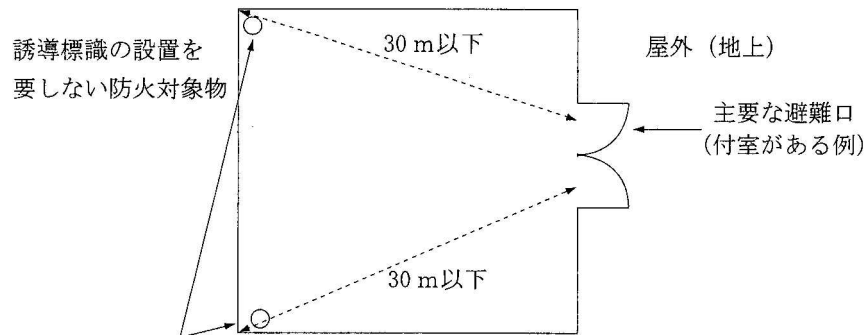
政令別表第1(1)項から(16の3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているものは、通路誘導灯の設置を要しない。

(3) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。

なお、避難階にあっては、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が30mを超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分については、誘導標識の設置が必要である（第17-9図参照）。



主要な避難口又は避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別できる。

第17-9図 誘導標識の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは誘導標識の設置を要しない。

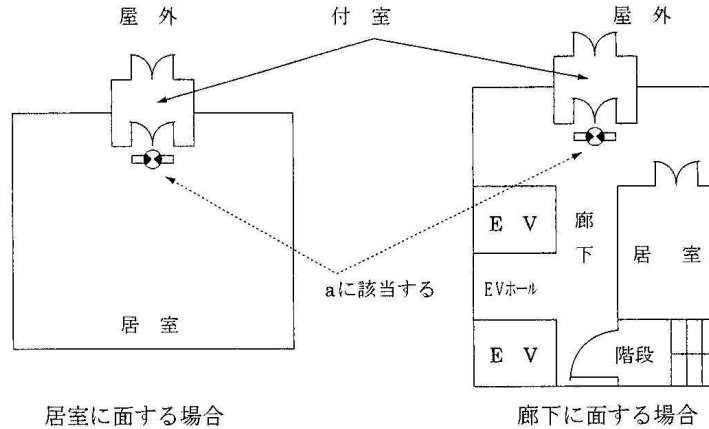
4 設置要領等

(1) 避難口誘導灯

ア 設置個所

(7) 避難口誘導灯は、次に掲げる避難口に設置すること。

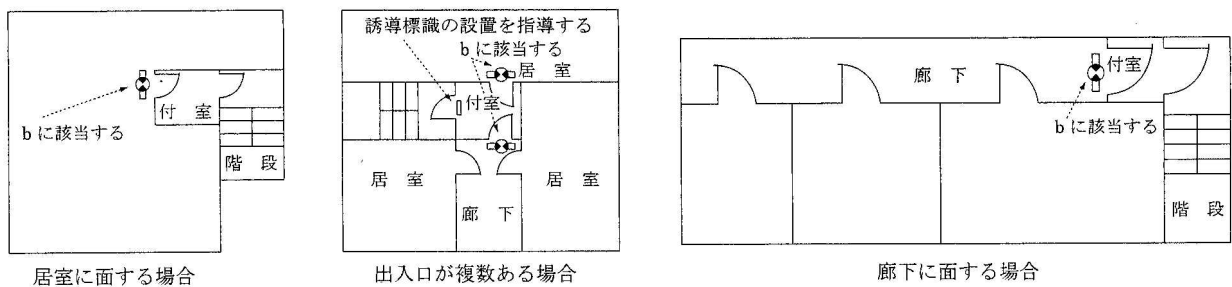
- a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）（第17-10図参照）



第17-10図 屋内から直接地上へ通ずる出入口の例

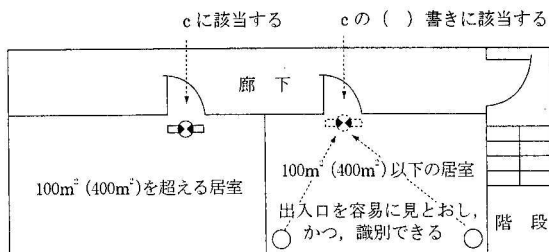
- b 直通階段の出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）（第17-11図参照）

なお、付室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識の設置を指導すること。★



第17-11図 直通階段の出入口の例

- c a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が 100m^2 （主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するもの）にあっては、 400m^2 ）以下であるものを除く（第17-12図参照）。



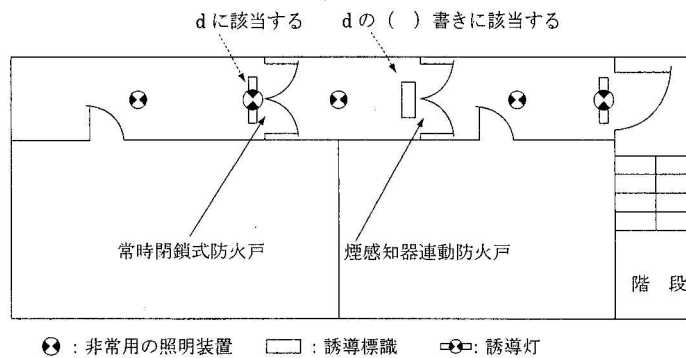
(400m^2) は、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものに限る。

第17-12図 居室から廊下への出入口の例

- d a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で直接手で開くことができる

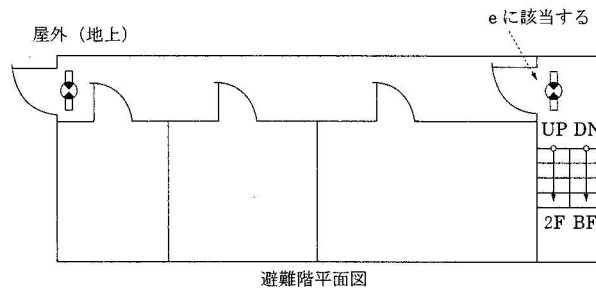
もの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別できる照度（当該防火戸の床面における照度が1ルクス以上）が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）（第17-13図参照）

なお、誘導標識から7.5m以内については、通路誘導灯の設置を要しない。

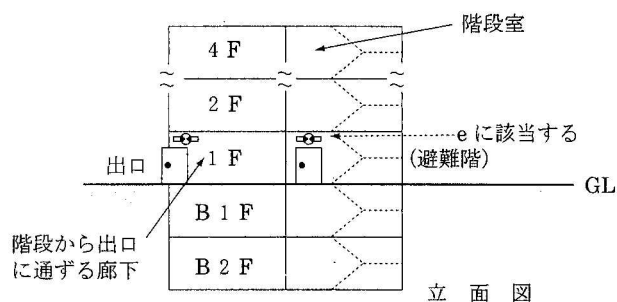


第17-13図 廊下の途中にある防火戸の例

e 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通じる出入口（避難経路となるものに限る。）◆（第17-14A、B図参照）



第17-14A図 直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口の例



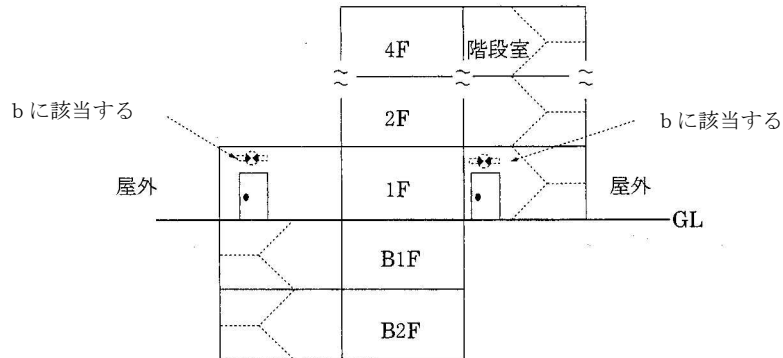
第17-14B図 直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口の例

f 不活性ガス消火設備の防護区画からの出口には、避難口誘導灯を設けること。

ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。◆

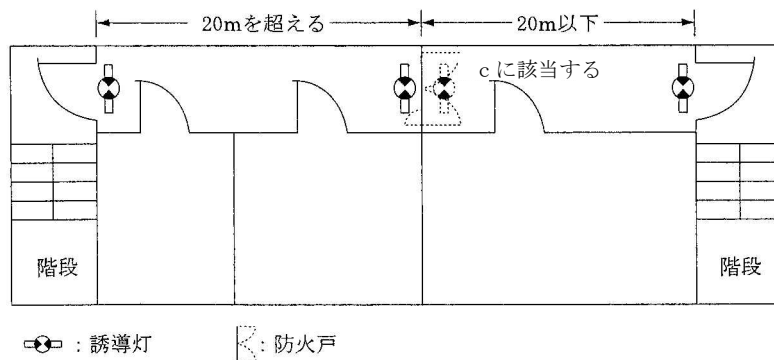
(イ) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用して避難口誘導灯の設置を省略することができる。

- a 姫路市消防用設備等の特例規程第20条に規定する場合
- b 直通階段等からの最終避難口で、直接地上に出られることが判断できる場合（第17-15図参照）



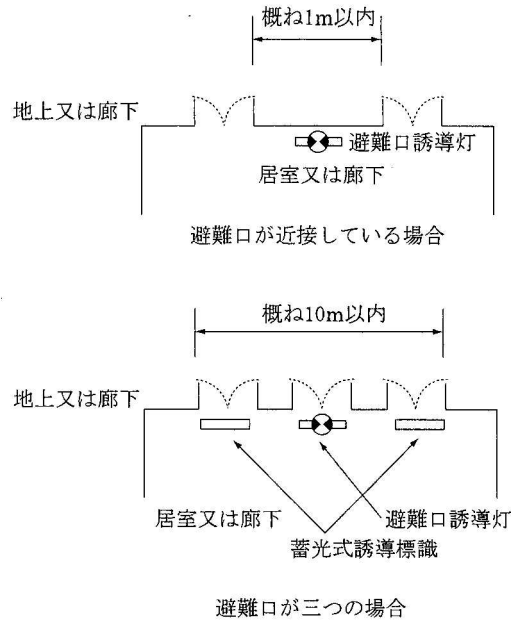
第17-15図 避難口誘導灯の緩和例

- c 省令第28条の3第3項第1号ニに定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設を容易に見とおし、かつ、識別することができるものでその歩行距離が20m以下となる部分（第17-16図参照）



第17-16図 避難口誘導灯の緩和例

- d 避難口が近接して2以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（他の避難口には蓄光式誘導標識を設置すること。）（第17-17図参照）



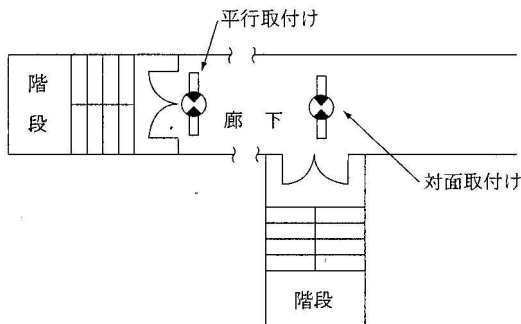
第17-17図 避難口誘導灯の緩和例

- e 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物のうち屋外観覧場で部分的に客席が設けられ、客席放送、避難誘導員等により避難誘導體制が確立されている場合における観覧席からの出口部分（夜間使用する場合を除く。）

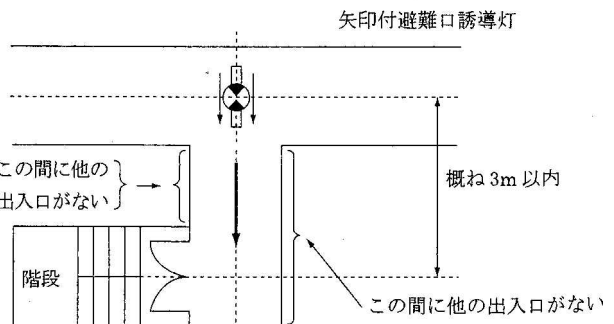
イ 設置要領

(ア) 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。

- a 表示面は多数の目にふれ易い位置に設置すること（第17-18図参照）。
- b 廊下等から屈折して避難口に至る場合にあっては、矢印付のものを設置すること（第17-19図参照）。



第17-18図 避難口誘導灯の設置例



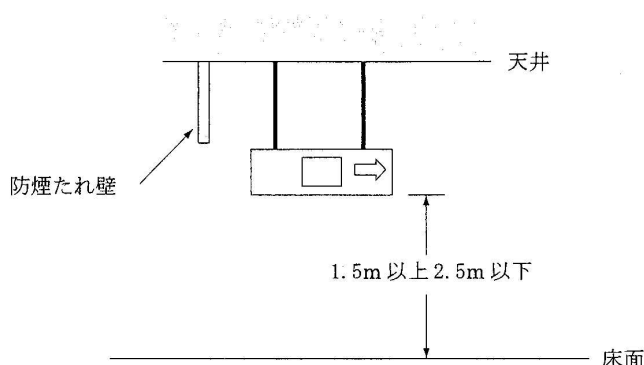
第17-19図 避難口誘導灯の設置例

(イ) 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

- a ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯の下面までの高さが、1.5m以上2.5m以下となるように設置する

こと。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあつては、これによらないことができる（第17-20図参照）。◆

- b 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること（第17-20図参照）。◆



第17-20図 避難口誘導灯の設置高さの例

(ウ) 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。

(エ) 避難口誘導灯を次の a 又は b に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分が A 級又は B 級のもの（表示面の平均輝度が 20 以上のもの又は点滅機能を有するもの）とすること。

ただし、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、政令第 32 条を適用して B 級又は C 級とすることができる。

a 政令別表第 1 (10) 項、(16 の 2) 項又は (16 の 3) 項に掲げる防火対象物

b 政令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで若しくは (9) 項イに掲げる防火対象物の階又は (16) 項イに掲げる防火対象物の階のうち、(1) 項から (4) 項まで若しくは (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が 1,000㎡以上のもの

(オ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。

(カ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。

また、誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止するよう指導すること。◆

(キ) 地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。◆

(2) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯

点滅機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導灯」という。）、音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「誘導音装置付誘導灯」という。）並びに点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導音装置付誘導灯」という。）の設置箇所及び設置要領は、(1)の例によるほか次によること。

ア 設置箇所

- (7) 点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯（以下「点滅形誘導灯等」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。◆
- a 視力又は聴力の弱い者が出入りする防火対象物で、これらの避難経路となる部分
 - b 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の地階のうち、売場面積が1,000㎡以上の階で売場に面する主要な出入口
 - c 不特定多数の者が出入りする防火対象物で誘導灯を容易に識別しにくい部分
- (イ) 省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

イ 設置要領

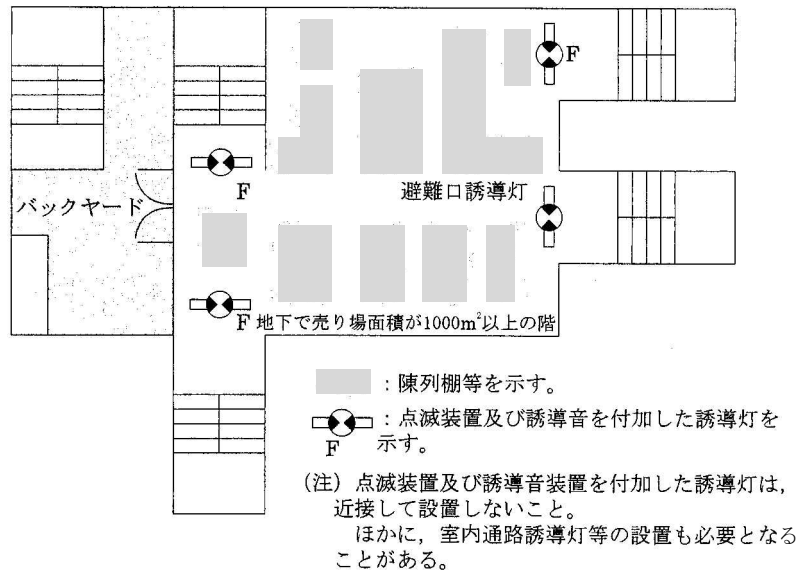
- (7) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。
なお、自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。
- (イ) 点滅形誘導灯等は、(1)イによるほか、別記1 連動式誘導灯設備の基準によること。
- (ウ) 省令第24条第1項第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行う防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として地区音響装置の区分鳴動を行う階に設置される誘導灯についてのみ、点滅及び誘導音を発生させるもの（以下「区分作動方式」という。）であること。◆
- (エ) 非常警報設備として放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置付誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないように措置すること。ただし、放送設備と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。◆
- (オ) 避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備等の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び誘導音が停止すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあつては、この限りでない。
- a 屋外階段の階段室及びその付室の出入口
 - b 開放階段（「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年消防庁告示第7号）」に規定する開口部を有する階段。以下同じ。）の階段室及びその付室の出入口
 - c 特別避難階段の階段室及びその付室の出入口
 - d 最終避難口及びその付室の出入口
- (カ) 前(オ)の場合において、当該階段室には、煙感知器を省令第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の点滅等を停止させるものであること。
- a 地上階にあっては点滅型誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあっては地下1階に点滅等の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること（別記1、別添第1図参照）。
なお、当該煙感知器には、その旨の表示を付すこと。
 - b 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設け

られており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあつては、前 a にかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。

※ 自動火災報知設備の感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、出火階の火災信号と、階段室に設けられた煙感知器の動作信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要がある。

(キ) 前(カ) b により点滅等を停止させる場合の受信機には、点滅等の停止を20分間以上有効に動作させるための非常電源を付置すること。◆

(ク) 誘導音の指向性を損なわないように設置すること（第17-21図参照）。◆



第17-21図 点滅形誘導灯の設置例

(3) 通路誘導灯

ア 設置箇所

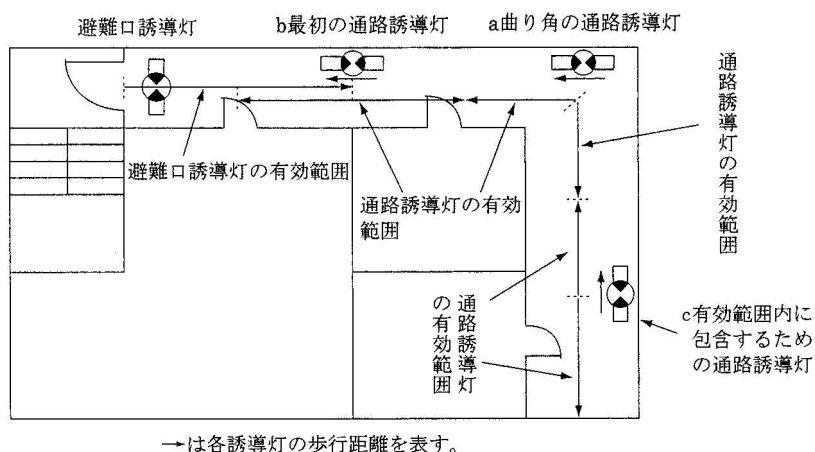
(ア) 通路誘導灯は、次に掲げる箇所に設けること（第17-22A図参照）。

a 曲り角

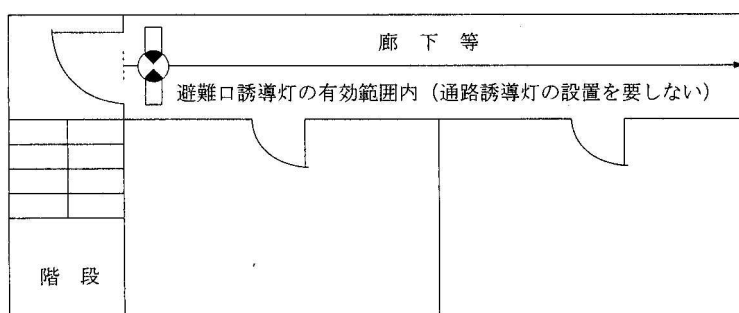
b 省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所（廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内の場合を除く。）（第17-22B図参照）。

c a 及び b のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

廊下に設ける通路誘導灯の場合



第17-22A図 通路誘導灯の設置例



第17-22B図 廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲の場合の例

(イ) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用して通路誘導灯の設置を省略することができる。

- a 姫路市消防用設備等の特例規程第20条に規定する場合
- b 客席誘導灯を設けた居室内
- c 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内

イ 設置要領

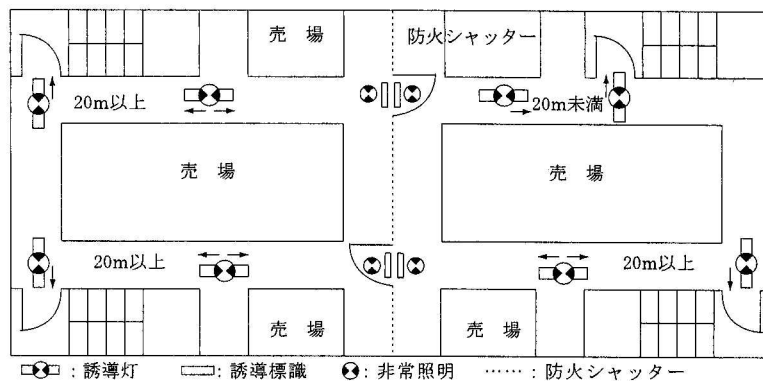
(ア) 通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。

(イ) 通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を次のa又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分がA級又はB級のもの（表示面の平均輝度が25以上のものに限る。）とすること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。

また、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、政令第32条を適用してB級又はC級とすることができる。

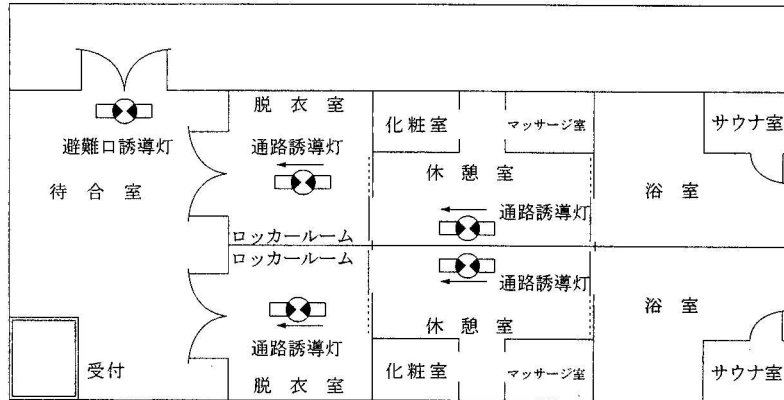
- a 政令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物
- b 政令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は(16)

- 項イに掲げる防火対象物の階のうち、(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの
- (ウ) 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。
 - (エ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。
 - (オ) 誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、啓示物等を設けないこと。
 - (カ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とすること。◆
 - (キ) 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を2以上設置する場合は、概ね等間隔となるように設置すること。◆
 - (ク) 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から20m以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは一方向指示とすること。◆
 - (ケ) 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること（第17-23図参照）。◆



第17-23図 誘導灯の設置例

- (コ) 政令別表第1(9)項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(9)項イの用途に供される部分で、脱衣室、浴室、マッサージ室等の居室が廊下等を経ないで通行できる場合は、この居室の連続を一つの居室内通路とみなし、設置すること（第17-24図参照）。◆



連続居室の場合

第17-24図 誘導灯の設置例

(サ) 令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物及び同表(16)項、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物の同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設ける通路誘導灯(階段及び傾斜路に設けるものを除く。)にあつては廊下及び通路の床面又は床面から1m以内の壁面に設置すること。ただし、高輝度蓄光式誘導標識等が有効に設けられている場合にあつては、この限りではない。

また、それ以外の防火対象物又はその部分に設けるものにあつてはランプの交換等による維持管理や視線を考慮して、床面から誘導灯の下面までの高さが2.5m以下となるように設置すること。◆

(シ) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁等より下方の箇所には設けること。◆

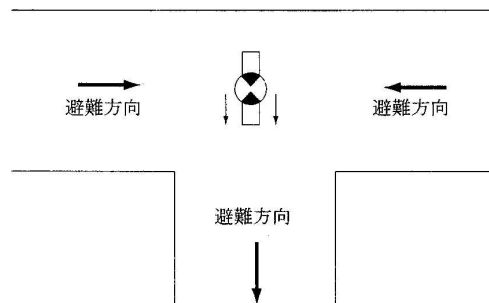
(ス) 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置すること。◆

(セ) 地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。◆

(ソ) 壁、床等に埋め込む場合は、当該部分の強度及び耐火性能に支障をきたさないように措置すること。◆

(タ) ロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる箇所には設置しないこと。

(チ) 床又は天井等に有効に設置すること(第17-25図参照)。



第17-25図 通路誘導灯の設置例

(4) 階段通路誘導灯

ア 設置箇所

- (7) 設置場所（3. (2). ウに定める部分を除く。）
階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。

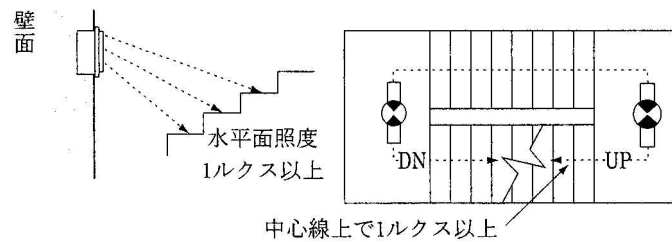
(イ) 設置緩和

外光により避難上有効な照度が得られる屋外階段又は開放階段には、政令第32条を適用し階段通路誘導灯の設置を要しない。

イ 設置要領

(7) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること（第17-26図参照）。

(イ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。◆



第17-26図 階段通路誘導灯の設置例

(5) 客席誘導灯

ア 設置箇所

(7) 客席誘導灯は、政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し客席誘導灯の設置を要しない。

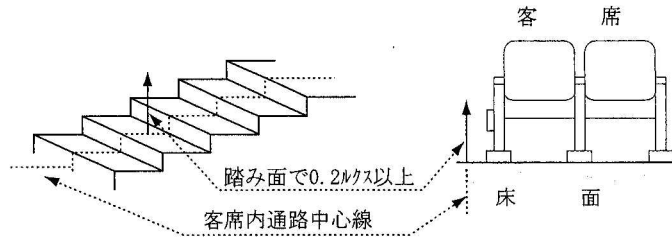
- a 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
- b 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分
- c 移動式の客席部分で、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる部分

※ 自動火災報知設備の火災信号により、点灯するものにあつては、5に準じて消灯することができる。

イ 設置要領

(7) 客席誘導灯の客席における照度は、客席内の通路の床面における水平面で0.2ルクス以上であること。

(イ) 客席内通路が階段状になっている部分にあつては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度が得られること（第17-27図参照）。



第17-27図 客席誘導灯の設置例

- (ウ) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。
- (エ) 原則として、床面から0.5m以下の高さに設けること。
- (オ) 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上支障とならないように設置すること。
- (カ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。◆

(6) 誘導標識

ア 設置箇所

- (ア) 避難口に設ける誘導標識は、省令第28条の3第3項第1号に掲げる避難口の上部等に設けること。
- (イ) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設けること。
- (ウ) 政令別表第1に掲げる防火対象物（ア）及び（イ）の部分を除く。）のうち、不特定多数の者の避難経路となる避難口、廊下等に設置すること。◆
- (エ) 階段室内には、階数を明示した標識又は照明器具を設けること。◆

イ 設置要領

- (ア) 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
 - (イ) 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けること。
 - (ウ) 誘導標識の周囲には、誘導標識と紛らわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。
 - (エ) 誘導灯と併設する場合の誘導標識は、努めて畜光式誘導標識を用い、誘導灯設置付近等の床面に設置すること。ただし、床埋込形の通路誘導灯を設置した箇所を除く。◆
 - (オ) 誘導標識は、容易にはがれないよう接着剤等で固定すること。
- ※ 扉、床等に塗料を用い、誘導標識の基準に順じ表示したのものにあつては、誘導標識として取り扱うことができる。◆

5 誘導灯の消灯

- (1) 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。

ア 無人の防火対象物

(7) 休日、夜間等において定期的に無人の状態が繰り返される防火対象物（警備員、宿直者等によって管理を行っているものは無人とみなす。）

(イ) 無人倉庫等

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所

外光により誘導灯を容易に識別できる（以下「有効外光状態」という。）部分

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

(7) 政令別表第1(1)項及び(8)項に掲げる防火対象物、同表(16)項に掲げる防火対象物の(1)項及び(8)項の用途に供される部分並びにこれらに準ずる部分のうち、通常の使用状態において特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある劇場、映画館、プラネタリウム等の用途に供される場所

(イ) 舞台等の演出効果のため、一時的（数分程度）に消灯する必要がある部分

(ウ) 通常の使用状態において常時暗さが要求される遊園地のアトラクション等の用途に供される場所であって、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがあり、かつ、政令別表第1(2)項（飲酒を伴うものに限る。）及び(3)項に掲げる用途に供される部分を除く場所（以下「常時暗さが必要とされる場所」という。）

エ 主として、防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(7) 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物にあつては、通常、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等以外の者が存しない部分

(イ) 政令別表第1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等のみが使用し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない部分

(ウ) 常時施錠されている電気室、機械室、倉庫等

オ 省令第28条の3第3項第1号ニに掲げる場所で常時開放されている部分

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、常時点灯することを要しない。

(3) 消灯できる期間

ア (1). アに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、無人状態に限るものであること。

イ (1). イに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、有効外光状態に限るものであること。

ウ (1). ウに掲げる消灯対象場所の消灯できる期間は、通常の使用状態において特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が、当該部分の使用目的の障害になるおそれがある場合に限るものであること。

(7) 常時暗さが必要とされる場所における消灯は、営業時間内であること。

なお、清掃、点検等のために人が存する場合には、消灯はできない。

(イ) 一定時間継続して暗さが必要とされる場所における消灯は、映画館及び劇場における上演中等当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(ウ) 一次的（数分程度）に暗さが必要とされる場所における消灯は、催し物全体の中で特に

暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(4) 消灯及び点灯方法

ア 無人状態における消灯は、原則として信号装置を用い、手動で一括消灯し、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。ただし、自動火災報知設備の設置がなく、かつ、警備員、宿直者等がない防火対象物では、信号装置に接続した施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器の操作と連動して点灯すること。

イ 有効外光状態における消灯は、原則として信号装置を用い、光電式自動点滅器による自動点滅とし、かつ、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。

ウ (1). ウに掲げる消灯対象場所の消灯は、前(3). ウの期間において、その都度、手動で行う方式とし、消灯及び点灯する点滅器、開閉器等は、消灯対象物を見とおせる場所又はその付近に設けること。ただし、消灯対象場所に使用されている一般の照明器具の消灯と連動して誘導灯が自動的に消灯するものにあつては、この限りでない。

点灯は、自動火災報知設備の作動と連動して誘導灯が自動的に点灯するもの（自動火災報知設備のない防火対象物を除く。）とし、かつ、次の各号のいずれかに適合するものであること。

(7) 消灯対象場所に使用されている一般の照明器具と連動して誘導灯を消灯する場合の点灯は、当該照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

(イ) (1). ウ. (イ)に掲げる一時消灯については、自動復帰形点滅器を用い手動操作により行うことができる。

エ (1). エに掲げる防火対象物又はその部分の消灯は、原則として信号装置を用い、手動で消灯し、かつ、自動火災報知設備の火災信号により点灯すること。ただし、(1). エ. (ウ)に掲げる部分の点灯は、アただし書きによることができるものとする。

オ (1). オに掲げる部分の消灯は、防火戸等の開閉に連動する自動点滅器等を用い、当該防火戸等の開放時のみ消灯できるものであること。

カ 階段又は傾斜路の誘導灯については、自動点滅器又は手動点滅器等により消灯及び点灯することができること。

(5) 接続方法

接続方法等は、別記1 連動式誘導灯設備の基準によること。

(6) 消灯時の留意事項

(3). ウの期間において、消灯を行う場合には、誘導灯が消灯されること、火災の際には誘導灯が点灯すること及び非常口の位置等避難の方法について掲示しておくか又はあらかじめ放送等により、在館者に説明すること。◆

6 電源及び配線

(1) 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。

(2) 電源の開閉器には、誘導灯用のものである表示をすること。

(3) 誘導灯の非常電源（別置形のものに限る。）及びその配線は、第3 非常電源の例によること。

(4) 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすること。ただし、次に掲げる防火対象物で、省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設ける誘導灯にあっては、60分間（20分間を超える時間における作動に係る容量にあっては、直交交換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とすること（第17-28図参照）。

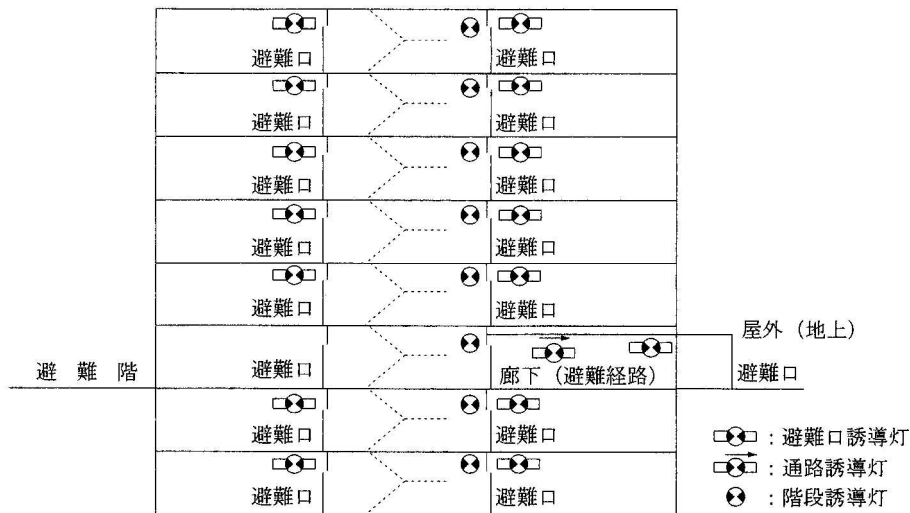
なお、配線や自家発電設備等の基準については、省令第12条第1項第4号イ、(イ)から(ニ)まで及び(ハ)、ロ、(ロ)から(ニ)まで、ハ、(イ)から(ニ)まで並びにニ、(イ)及び(ロ)並びにホの規定の例により設けること。

ア 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの

(7) 延べ面積50,000㎡以上

(イ) 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が30,000㎡以上

イ 政令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000㎡以上のもの



第17-28図 非常電源が60分以上とする誘導灯の設置例

(5) 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと（非常電源を別置形の蓄電池設備又は自家発電設備とする場合に限る。）。

(6) 常用電源からの専用回路は、2以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたらないこと。ただし、(4)のただし書きに定める誘導灯及び通路誘導灯にあっては、各階段系統ごととすることができる。◆

(7) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあつては、これによらないことができる。◆

7 総合操作盤

(1) 総合操作盤は、省令第28条の3第4項第12号により設けられていること。

(2) 設置場所

総合操作盤は、第1節. 第2 防災センター等の技術上の指針による防災センターに設けること。◆

別記1

連動式誘導灯設置基準

1 用語

- (1) 連動式誘導灯設備とは、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯、点滅形誘導音装置付誘導灯、消灯方式誘導灯及び付加装置により構成されるものをいう。
- (2) 受信機とは、自動火災報知設備の受信機をいう。
- (3) 移報用装置とは、受信機からの火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
- (4) 連動開閉器とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器をいう。
- (5) 光電式自動点滅器とは、自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
- (6) 施錠連動点滅器とは、出入口扉の施錠と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (7) 照明器具連動点滅器とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (8) 連動装置とは、総合操作盤と信号装置等を連動し、総合操作盤から誘導灯の各種操作及び誘導灯の各種状態を監視するのに必要な信号変換を行うものをいう。

2 種類

(1) 連動式誘導灯設備は、次表の組合せにより構成されるものであること。

機 器 設 備		点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	点滅形誘導音装置付誘導灯	消灯方式誘導灯	受信機(移報装置を含む)	信号装置	連動開閉器	自動点滅器	照明器具連動点滅器又は施錠連動点滅器	煙感知器	連動装置
点滅形誘導灯設備		◎				◎	◎	○			○	○
誘導音装置付誘導灯設備			◎			◎	◎	○			○	○
点滅型誘導音装置付誘導灯設備				◎		◎	◎	○			○	○
誘導灯方式 消灯方式 設備	居室・廊下等	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○		○
	屋外階段等				◎	○	○	○	◎			○
	遊園地・劇場・映画館等の対象場所				◎	◎	◎	◎		◎		○
	専ら関係者が存する場所等				◎	◎	◎	○				○

(注) ◎： 設置を必要とするもの

○： 必要に応じて設置するもの

※1 屋外階段に設けるものは、光電式自動点滅器、省令第28条の3第3項第1号ニの箇所に設けるものは、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。

※2 照明器具連動点滅器は、居室・廊下等用又は劇場・映画館等用のいずれかに設けることができるものであること。

(2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備又は点滅形誘導音装置付誘導灯設備は、それぞれ消灯方式誘導灯設備と併用することができる。

3 機器接続要領

- (1) 連動式誘導灯設備における各機器の接続は、別添第2図の例によること。ただし、信号装置等を設けることを要しない場合にあつては、別添第3図の例によること。
- (2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅形誘導音装置付誘導灯設備の各機器の接続は、前(1)の例によるほか別添第3図の例によること。ただし、区分動作方式とする場合で、区分動作等の機能が確実に動作し、かつ、自動火災報知設備等、他の機器に影響を与えないように構成されている場合は、この例によらないことができる。
- (3) 受信機及び信号装置
 - ア 移報用装置を用いる場合、受信機及び信号装置との接続方法は、別添第4図の例によること。
 - イ 受信機から信号装置（移報用装置を経由する場合又は前(2)ただし書による場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。）までの配線は、省令第12条第1項第5号の例によること。ただし、受信機と同一の室に設けられている場合にあつては、この限りでない。
- (4) 信号装置と誘導灯間の回路（以下「信号回路」という。）の配線は、次によること。
 - ア 信号回路に常時電圧が印加されない方式とした場合の配線は、省令第12条第1項第5号の例によること。
 - イ 信号回路には、他の機器を接続しないこと。
- (5) 連動式誘導灯設備に内蔵する非常電源には、原則として3線式配線により常時電源が供給されていること。
- (6) 省令第28条の3第4項第12号に基づき監視、操作等を行う総合操作盤の設置を要する対象物において連動式誘導灯設備（自動火災報知設備と連動しているものに限る。）を設置する場合、第3章. 第1節. 第2 防災センター等の技術上の指針によるほか信号装置等及び総合操作盤と連動装置との間の回路（以下「連動回路」という。）の配線は、次によること。ただし、総合操作盤が設置されている防災センターと同室に信号装置が設けられ、当該信号装置等と総合操作盤との連動を要しない場合、信号装置が総合操作盤内に設置されている場合又は信号装置等及び総合操作盤が直接接続できる場合、信号装置の例により行うこと。
 - ア 連動回路の配線は、省令第12条第1項第5号の例によること。ただし、同一の室に設けられている装置間の接続にあつては、この限りでない。
 - イ 連動回路には、他の機器を接続しないこと。

4 機器設置要領

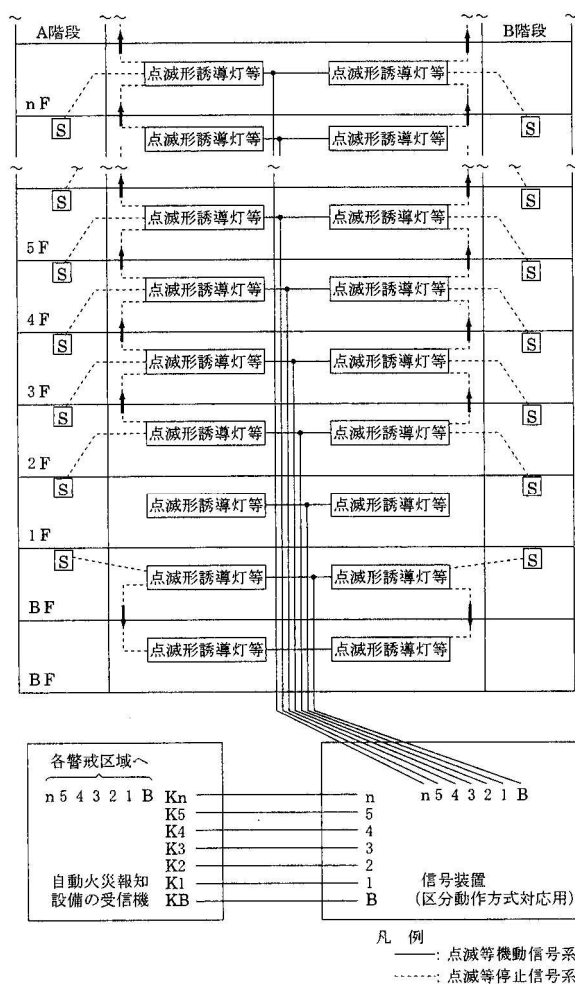
- (1) 信号装置等（区分動作方式とする場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。）を設置する場合は、次によること。
 - ア 信号装置は、原則として受信機と同一の室に設けること。ただし、劇場、映画館等の対象場所専用に設ける場合は、この限りでない。
 - イ 誘導灯を消灯する場合に使用する信号装置の設置箇所直近に、次の事項を表示すること。
 - (7) 誘導灯信号装置である旨

- (イ) 消灯条件
 - (ウ) 連動開閉器等の種別
 - (エ) 操作責任者又は管理者
- ウ 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅形誘導音装置付誘導灯設備の信号装置設置箇所直近に次の事項を表示すること。
- (ア) 誘導灯用信号装置である旨
 - (イ) 点滅又は誘導音等の停止及び復旧操作要領
- (2) 移報用装置を設置する場合は、次によること。
- ア 移報用装置は、受信機に移報用端子がない場合又は受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合に設けること。
 - イ 移報用装置は受信機の直近で点検の容易な場所に設けること。
 - ウ 受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示をすること。
 - エ 移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。
 - オ 移報用装置には、「誘導灯用移報装置」である旨の表示をすること。
 - カ 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示をすること。
 - キ 信号装置を移報用装置に接続する場合は、別添第5図に示すC及びNC（ブレーク接点）端子に接続すること。
- (3) 外付け形の点滅装置又は誘導音装置にあっては、誘導灯から1 m以内に設けること。
- (4) 消灯方式誘導灯設備の連動開閉器は、次によること。
- ア 連動開閉器
 - (ア) 構造は、JIS等の規定に適合したもので開閉に十分耐える容量のものであること。
 - (イ) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。
 - (ウ) 接点容量は負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。
 - (エ) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。
 - (オ) 連動開閉器の直近には、誘導灯の消灯用連動開閉器である旨の表示をすること。
 - イ 光電式自動点滅器
 - (ア) 構造は、JIS C 8369（光電式自動点滅器）に適合するものであること。
 - (イ) 検出部が自然光以外の強い光を受けたり、樹木や建築物などの陰にならない場所に設けること。
 - (ウ) 光電式自動点滅器の直近には、ア. (オ)の例により必要事項を表示すること。
 - ウ 施錠連動点滅器
 - (ア) 施錠連動回路は、施錠時において閉回路となるものであること。
 - (イ) 複数の施錠連動点滅器を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。
 - (ウ) 施錠連動点滅器の直近には、ア. (オ)の例により必要事項を表示すること。
 - エ 照明器具連動点滅器
 - (ア) 照明器具連動点滅器は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。

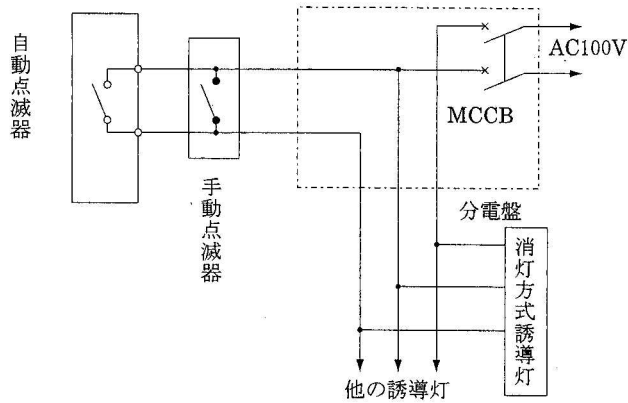
- (イ) 照明器具連動点滅器は、(ア)の照明器具消灯時、照明器具連動回路が開回路となるものであること。
 - (ウ) 複数の照明器具連動点滅器を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。
 - (エ) 照明器具連動点滅器の直近には、ア. (オ)の例により必要事項を表示すること。
- (5) 連動装置は、次によること。
- 連動装置は、原則として操作盤等又は信号装置等と同一の室に設け、設置箇所直近に次の事項を表示すること。
- ア 誘導灯連動装置である旨
 - イ 連動装置の操作要領（操作の必要のないものを除く。）

別添

第1図 点滅等の停止専用煙感知器の設置例

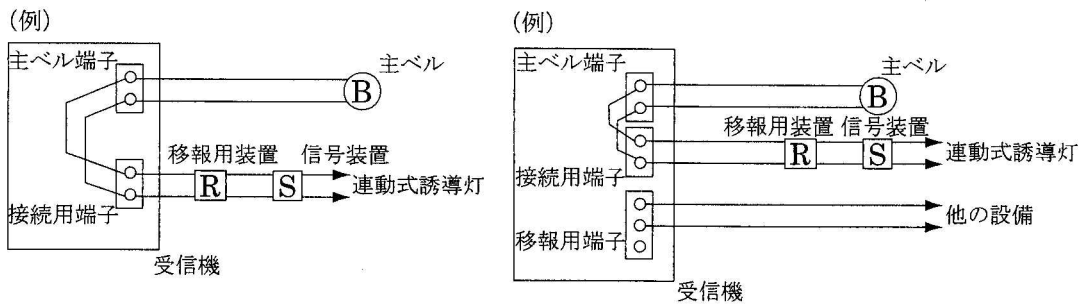


第3図 屋外階段等における消灯方式



- 1 屋外階段に設ける場合の自動点滅器は、光電式のものとする。
- 2 省令第28条の3第3項第1号ニの箇所に設ける場合の自動点滅器は、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。
- 3 誘導灯の負荷容量に応じ、連動開閉器を設けること。
- 4 手動点灯又は点検のため、手動点滅器を設けることができる。

第4図 移報用を用いる場合の接続図



受信機に移報用端子が設けられていない場合

受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備が接続されている場合

第5図 移報用装置の回路図

